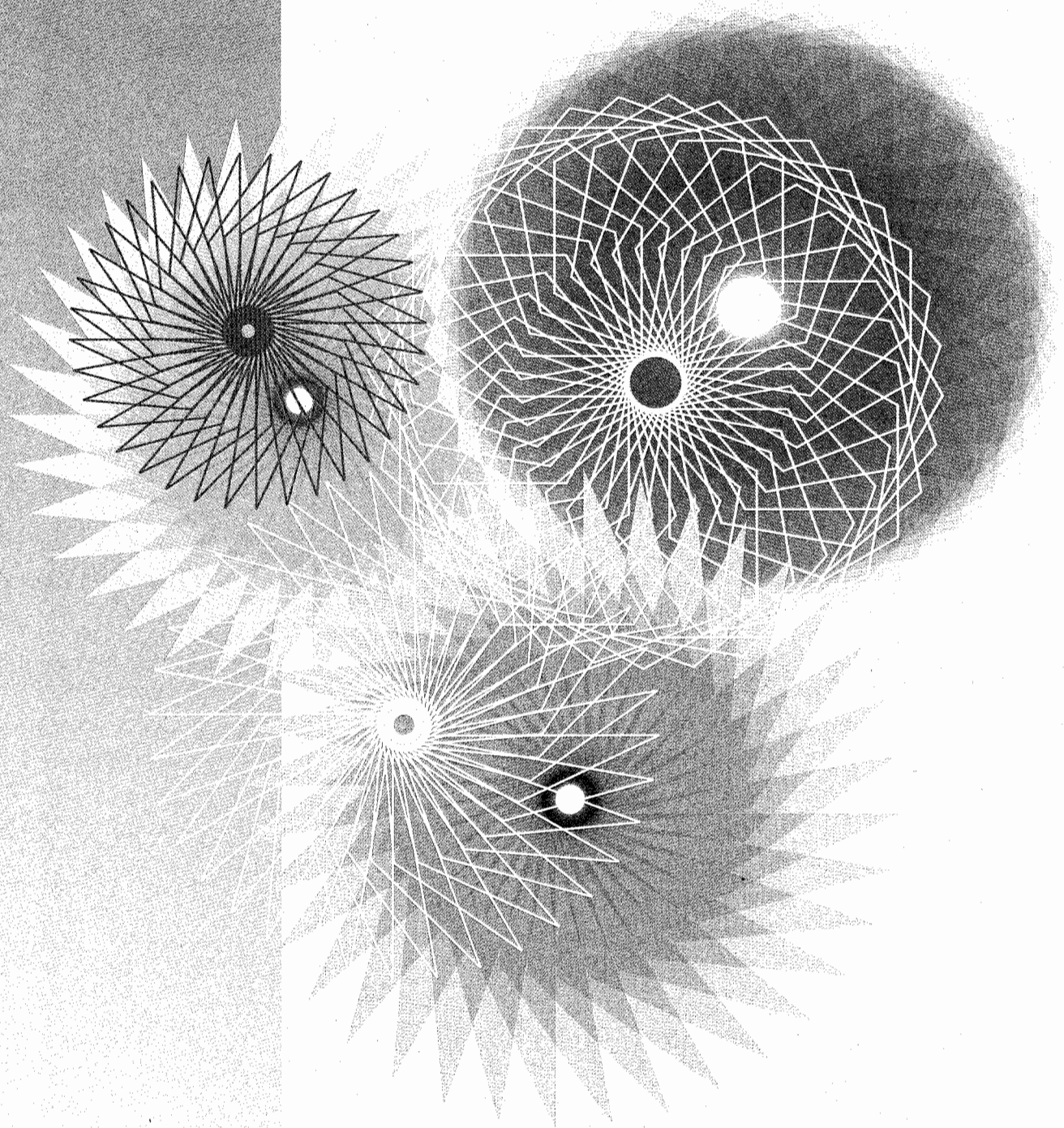


# 退職後の医療・年金

平成19年度

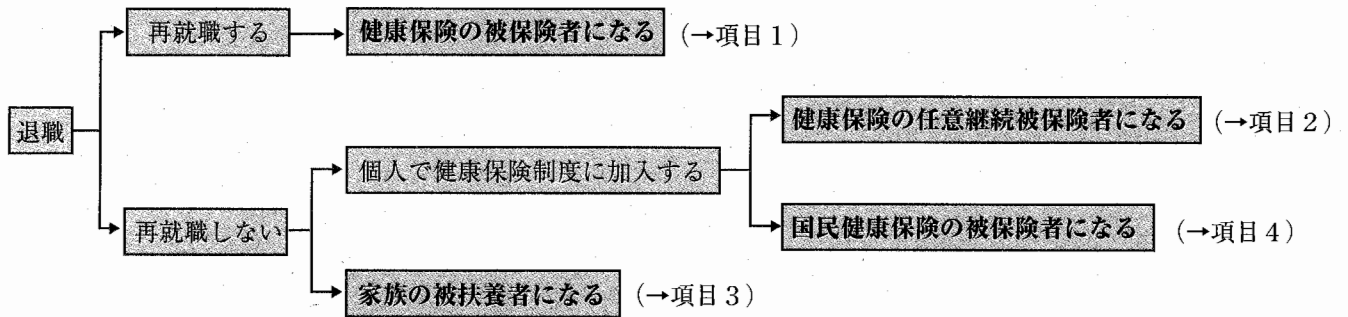


東京社会保険事務局

## 退職後の医療保険

医療保険制度には、主に会社員などが事業所単位で加入する「健康保険」と、自営業者などが世帯単位で加入する「国民健康保険」があります。日本国内に住所のある方は、いずれかの医療保険制度に加入することが義務づけられています。

退職後は、いずれかの手続きが必要になります。



### 1 健康保険の被保険者になる

健康保険の適用事業所に再就職する方は、引き続き健康保険に加入することになり、加入の手続きは事業主が行うことになります。

なお、健康保険と同時に厚生年金保険にも加入（70歳未満の方）することになりますので、年金手帳を事業主に提出する必要があります。

#### ●加入の手続き

【手続き窓口】 事業所の所在地を管轄する社会保険事務所（健康保険組合加入の事業所は健康保険組合）

【添付書類】 被扶養者がいる方は「健康保険被扶養者（異動）届」など

【提出期限】 5日以内

【提出者】 事業主

#### ●保険料

標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じた額で、本人と事業主が折半で負担することになります。本人が負担する保険料は給料から源泉徴収され、事業主が納付することになります。

### 2 健康保険の任意継続被保険者になる

退職する日までに健康保険の被保険者期間が継続して2か月以上ある方は、本人の住所地を管轄している社会保険事務所（健康保険組合に加入していた方は加入していた健康保険組合）に申請することで、退職日の翌日から2年間健康保険に加入することができます。

#### ●加入の手続き

【手続き窓口】 住所地を管轄する社会保険事務所（健康保険組合に加入していた方は健康保険組合）

【添付書類】 被扶養者がいる方は「健康保険被扶養者（異動）届」など

【提出期限】 退職した日の翌日から20日以内

【提出者】 ご本人

#### ●保険料

退職時の標準報酬月額か、加入していた健康保険の全被保険者の標準報酬月額の平均額のいずれか低い額に保険料率を乗じた額で、全額を自己負担することになります。平成19年度における政府管掌健康保険の標準報酬月額の平均額は28万円です。

あらかじめ一定期間分の保険料を前納することで割引が受けられます。

#### 【前納できる期間】

- ・任意継続被保険者となった月の翌月分から9月分、または翌年3月分までの期間
- ・4月分から9月分までの半年間
- ・10月から翌年3月分までの半年間
- ・4月分から翌年3月分までの1年間
- ・2年が経過するなど任意継続被保険者の資格が満了する場合は、資格が満了する月の前月分までの期間

●任意継続被保険者の資格を喪失するとき

- ・加入した日から2年を経過したとき
- ・適用事業所に再就職して健康保険に加入したとき
- ・保険料を納付期限（毎月10日、土日祝日の場合は翌日）までに納付しないとき（初回保険料が納付されなかった場合は加入取り消しとなります）
- ・亡くなったとき

### 3 健康保険に加入する家族の被扶養者になる

被扶養者になるには、被保険者（扶養する方）の三親等内の親族で主として被保険者によって生計が維持されていることが条件となります。

なお、収入のある方が被扶養者として認定されるためには、次の基準により判断されます。

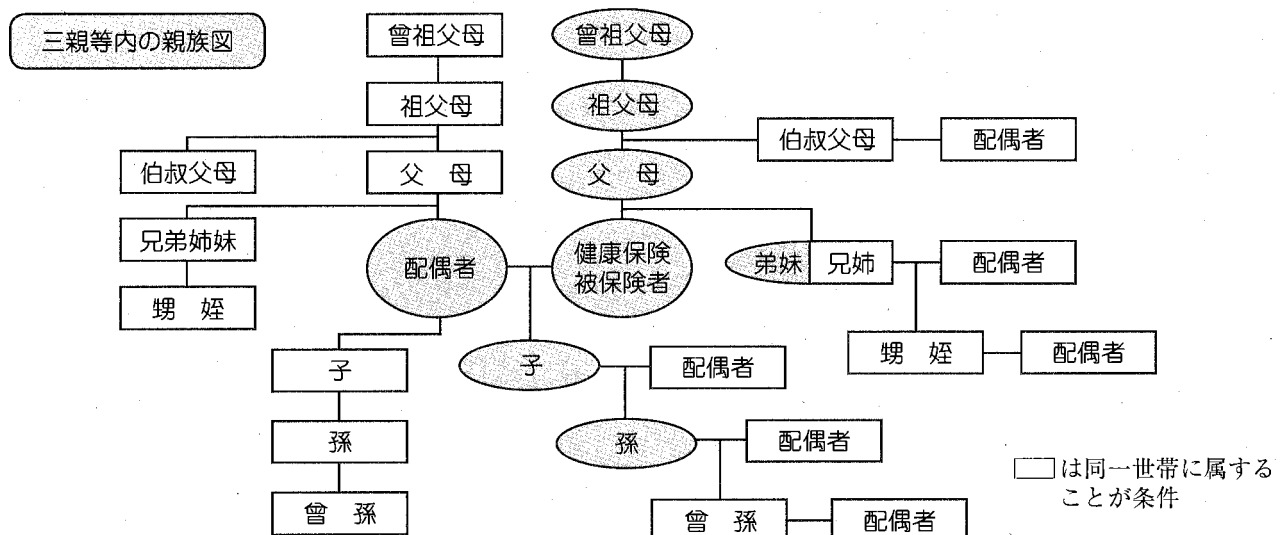
●収入がある場合の基準

- ① 年収が130万円未満であること  
認定対象者の年収が130万円未満で、かつ被保険者の年収の半分未満であれば、原則として被扶養者になります。また、認定対象者の年収が被保険者の半分以上であっても、130万円未満である場合は、被保険者の収入によって生計を維持していると認められれば、被扶養者になります。
- ② 別居の場合は援助額で判断  
被保険者と別居している場合には、年収が130万円未満で、かつ被保険者からの援助額より少ないときに被扶養者になります。
- ③ 60歳以上は180万円未満  
認定対象者が60歳以上、または障害厚生年金を受けることのできる程度の障害がある場合には、年収の認定基準の「130万円未満」が「180万円未満」となります。

●被扶養者の範囲

被保険者の収入により生計を維持している人で、次の範囲となります。

- ① 被保険者と別居でもよい人（下図の ○ で表示）
  - ・配偶者（内縁を含む）
  - ・子、孫および弟妹
  - ・父母、祖父母など直系尊属
- ② 被保険者と同居していることが条件となる人（下図の □ で表示）
  - ・兄姉、伯叔父母、甥姪などその配偶者、孫、弟妹の配偶者、配偶者の父母など①以外の3親等内の親族
  - ・内縁関係の配偶者の父母および子（その配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）



●加入の手続き

【手続き窓口】 事業所の所在地を管轄する社会保険事務所（健康保険組合加入の事業所は健康保険組合）

【添付書類】 収入が確認できる書類（所得証明・非課税証明等）、被保険者と同居が条件である被扶養者のときは、同居の事実が確認できる書類（住民票等）など

【提出期限】 5日以内

【提出者】 事業主

●保険料

被扶養者の保険料は、健康保険制度全体から拠出されますので、個別の保険料負担はありません。

#### 4 国民健康保険の被保険者になる

上記の1～3以外の方は、国民健康保険に加入します。なお、老齢（退職）年金を受給していて厚生年金保険などの被用者年金保険の被保険者期間が20年（40歳以後における被保険者期間にあつては10年）以上ある方とその扶養家族は、国民健康保険の退職被保険者およびその被扶養者になります。被扶養者となる条件は、基本的に健康保険法と同じです（ただし、同一世帯に属していることが必要です）。

●加入の手続き

【手続き窓口】 お住まいの区市町村役場

【添付書類】 退職を証明できる書類など

【提出期限】 退職日の翌日（他の健康保険の被保険者またはその被扶養者でなくなったとき）から14日以内

【提出者】 ご本人

●保険料（税）

国民健康保険法による保険料方式と地方税法による保険税方式があり、区市町村によってそれぞれ異なります。詳細は、お住まいの区市町村の国民健康保険窓口でご確認ください。

#### 老人保健制度

各健康保険制度の加入者は、75歳（寝たきり等の方は65歳）以上になると、老人保健法に基づく医療の給付を受けることとなりますので、区市町村の老人保健窓口に出向いて「医療受給者証」の交付を受けてください。添付書類として、「被保険者証」などが必要となりますので、事前に区市町村の窓口にご確認ください。

※平成14年10月1日時点ですでに老人保健受給対象者となっている方（昭和7年9月30日以前生まれの方）は、75歳未満であっても引き続き老人保健の対象者となります。

## 医療保険の給付

	健康保険			国民健康保険	老人保健
	被保険者	任意継続被保険者	被扶養者		
・療養の給付の一部負担額	医療費の3割（3歳未満の被扶養者は2割・高齢受給者（70歳以上で老人保健受給対象者でない方）は所得によって1割か3割）			所得によって医療費の1割か3割	
・高額療養費 ・高額医療費	同じ月に同一の保険医療機関（入院・通院別、医科・歯科別）に支払った一部負担金等が自己負担限度額を超えたときに、請求によりその超えた額が払い戻されます（下表参照）。				
・埋葬料（費） ・家族埋葬料 ・葬祭費	<埋葬料>5万円 <埋葬費>埋葬料を受ける方がいない場合、埋葬を行った方に5万円の範囲内で埋葬に要した費用を給付		<家族埋葬料>被扶養者が亡くなった場合に被保険者に5万円給付	<葬祭費>葬祭を行った方に給付（支給額は各区市町村によって異なる）	
・出産育児一時金 ・家族出産育児一時金	出産した子1人につき35万円給付			出産した子1人につき給付（支給額は各区市町村によって異なる）	
・出産手当金*	出産日（出産が予定日より遅れた場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合98日）から出産日後56日の間、標準報酬日額の3分の2を給付			※平成19年3月31日において出産手当金または傷病手当金の給付を受けているか受けられる任意継続被保険者の方は、平成19年4月1日以降も受けられます。	
・傷病手当金*	業務外の病気やケガで労務不能になり継続して3日間仕事を休み、給料の支払いがない場合、4日目から1年6月間を限度に標準報酬日額の3分の2を給付			※退職した際、1年以上継続して被保険者であった方で、出産手当金または傷病手当金の給付を受ける権利を有していた方は、任意継続被保険者となっても退職時の標準報酬月額に基づき、継続して傷病手当金・出産手当金を受けることができます。	

### 高額療養費・高額医療費の自己負担限度額

#### 【70歳未満の方】

所得区分	自己負担限度額
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者	35,400円

- 上位所得者は健康保険では標準報酬月額が53万円以上、国民健康保険では基礎控除後の所得が600万円を超える世帯の方
- 低所得者は区市町村民税非課税世帯の方など
- 同一の保険医療機関の入院は、事前に社会保険事務所（健康保険組合に加入の方は健康保険組合、国民健康保険に加入の方は区市町村役場）の認定を受けることにより、窓口負担は自己負担限度額までとなります。

#### 【70歳以上の方】

所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	世帯単位（入院含む）
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者	II	24,600円
	I	15,000円

- 現役並み所得者は健康保険では標準報酬月額が28万円以上、国民健康保険では同一世帯に一定の所得以上（課税所得が145万円以上）の70歳以上の方または老人保健対象者がいる方など
- 低所得者IIは区市町村民税非課税世帯の方など
- 低所得者Iは区市町村民税非課税世帯で、所得が一定基準に満たない方など

※請求月以前12ヶ月の間に3回以上高額療養費・高額医療費の給付を受け4回目の請求となる場合には多数該当の自己負担限度額が別途定められています。

## 退職後も受けられる健康保険の給付

	給付を受けられる場合
埋葬料（費）	次のいずれかのときに給付。 ① 退職後3ヶ月以内に死亡したとき ② 傷病手当金の受給中に死亡したとき ③ ②の給付終了後3ヶ月以内に死亡したとき
出産育児一時金	1年以上継続して※被保険者だった方で、被保険者が退職後6ヶ月以内に出産したときに給付。
傷病手当金	1年以上継続して※被保険者だった方で、退職時に傷病手当金を受けていたか受けられる状態にあったときに給付。
出産手当金	1年以上継続して※被保険者だった方で、退職時に出産手当金を受けていたか受けられる状態にあったときに給付。

国民健康保険の被保険者や健康保険などの被用者保険の被扶養者になった方でも退職前に一定の加入期間がある場合、引き続き健康保険の給付を受けられる場合があります。（健康保険組合に加入していた方は、給付内容や手続が異なりますので、加入していた健康保険組合にご確認ください。）

※「1年以上継続して」には、共済組合員期間及び健康保険任意継続被保険者期間は含まれません。



## 退職後の年金

年金制度はすべての国民に共通の基礎年金を給付する「国民年金」を土台とし、基礎年金に上乘せの報酬比例の年金を給付する「厚生年金保険」、「共済組合」からなっており、二階建ての年金給付の仕組みをとっています。

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入しますが、それ以外の60歳未満の方は国民年金に加入することになります。

年齢	こんなとき	加入する年金制度
60歳未満	再就職する	厚生年金保険に加入する（→項目1）
	自営業者・その配偶者などになる	国民年金に加入する〔第1号被保険者になる〕（→項目2）
	厚生年金保険や共済組合に加入する方の被扶養配偶者となる	国民年金に加入する〔第3号被保険者になる〕（→項目3）
60歳～64歳	再就職する	厚生年金保険に加入する（→項目1）
	・受給資格期間*が不足している ・満額の老齢基礎年金が受けられない	国民年金に任意加入する（→項目4）
65歳～69歳	再就職する	厚生年金保険に加入する（→項目1）
	受給資格期間*が不足している	国民年金に任意加入できる（昭和40年4月1日以前生まれの方のみ）（→項目4）
70歳以上	受給資格期間*が不足している	厚生年金保険に任意加入する〔高齢任意加入被保険者〕（→項目5）

※受給資格期間…年金を受けるために必要な期間（7頁参照）

### 1 厚生年金保険に加入する

厚生年金保険の適用事業所に再就職する方は、健康保険と共に厚生年金保険に加入することになり、加入の手続きは事業主が行うこととなりますので、年金手帳を事業主に提出する必要があります。

#### ●加入の手続き

健康保険の加入手続き（1頁参照）と同様です。

#### ●保険料

標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じた額で、本人と事業主が折半で負担することになります。本人が負担する保険料は給料から源泉徴収され、事業主が納付することになります。

### 2 国民年金の第1号被保険者になる

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、農業、自営業者、学生など、他の公的年金制度に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者となります。

#### ●加入の手続き

【手続き窓口】 住所地の区市町村役場

【添付書類】 年金手帳または基礎年金番号通知書（基礎年金番号を付番されていない方は添付不要です）

【提出期限】 退職日の翌日から14日以内

【提出者】 ご本人または世帯主

#### ●保険料

保険料は月額14,100円（平成19年度）です。

また、月額400円の付加保険料を納付すると将来受け取る老齢基礎年金とあわせて付加年金が受けられます。付加年金の年金額は、「200円×納付月数」で計算されます。ただし、保険料を免除されている方や国民年金基金に加入している方は付加保険料を納められません。

あらかじめ一定期間分（原則として半年又は1年間）の保険料を一括して納付すると保険料が割引になる前納制度や、口座振替で納付すると保険料が割引になる制度（早割制度）があります。

なお、保険料の納付が困難なときは免除制度があります。（次頁参照）

#### 《法定免除》

次のような場合は、届出により保険料が免除になります。

1. 障害基礎年金や障害厚生（共済）年金（原則として障害等級1級または2級）を受けているとき
2. 生活保護法の生活扶助を受けているとき 等

#### 《申請免除》

申請免除には全額免除制度や、4分の1免除、半額免除、4分の3免除などの一部免除制度があります。次のような場合は、申請し承認されれば保険料が免除されます。

なお、4分の1免除、半額免除、4分の3免除は納めるべき保険料を納付しないと未納期間となります。

1. 前年の所得が一定の基準以下のとき
2. 被保険者又は家族が生活保護法による医療扶助、教育扶助などを受けているとき
3. 地方税法の障害者または寡婦に該当し、所得が非課税限度額以下のとき
4. 天災、失業などで保険料を納めるのが困難な事情にあるとき

※手続き先は区市町村の国民年金窓口です

※この他にも30歳未満対象の若年者納付猶予制度や学生対象の学生納付特例制度があります。

### 3 国民年金の第3号被保険者になる

厚生年金保険や共済組合に加入している被保険者（65歳以上70歳未満で老齢及び退職を事由とする年金の受給権を有する人は除く）に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者は国民年金の第3号被保険者になります。第3号被保険者の認定基準は、健康保険の被扶養者の認定基準（2頁参照）と同じです。

#### ●加入の手続き

【手続き窓口】 配偶者の勤務している事業所の所在地を管轄する社会保険事務所

【添付書類】 収入が確認できる書類（所得証明・非課税証明書等）など。ただし、所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている方については、事業主の証明により社会保険事務所への添付書類の提出を省略できます。年金手帳または基礎年金番号通知書は事業主が届書に基礎年金番号や氏名が正しく記入されていることを確認することで社会保険事務所への添付を省略できます。ただし、氏名変更を伴う第3号被保険者の届出は年金手帳の添付が必要です。

【提出期限】 5日以内

【提出者】 事業主

\*第3号被保険者の届出は健康保険の被扶養者になるための手続きと同時に行います。

#### ●保険料

第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合から拠出されますので、個別の保険料負担はありません。

### 4 国民年金に任意加入する

60歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方や受給資格期間は満たしているが保険料を納付した期間が短く満額の老齢基礎年金が受けられない方は、65歳になるまで国民年金に任意加入することができます。

なお、昭和40年4月1日以前に生まれた方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方は、70歳になるまでの間、受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。

また、20歳以上65歳未満で海外に在住している方も任意加入することができます。

\*老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方は、任意加入することはできません。

#### ●加入の手続き

【手続き窓口】 住所地の区市町村など

【添付書類】 年金手帳または基礎年金番号通知書

【提出者】 ご本人（海外居住者は国内協力者を含む）

#### ●保険料

国民年金の第1号被保険者と同じです。ただし、保険料の免除制度はありません。また、65歳以上の任意加入には付加保険料（5頁参照）はありません。

### 5 厚生年金保険に任意加入する

厚生年金保険では、被保険者が70歳に達すると被保険者資格を喪失しますが、70歳以上になっても老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方で、事業所に使用される方は受給資格期間を満たすまで、「高齢任意加入被保険者」として厚生年金保険に任意加入することができます。

●加入の手続き

- 【手続き窓口】 事業所の所在地を管轄する社会保険事務所
- 【添付書類】 年金手帳または基礎年金番号通知書、戸籍抄本または住民票の写しなど
- 【提出期限】 加入するとき
- 【提出者】 ご本人

●保険料

原則として全額自己負担で、保険料の納付手続きも被保険者本人がすることになります。ただし、事業主が同意すれば、事業主が保険料の半額を負担し、本人負担分を一般被保険者と同様に給料から控除し、納付の手続きをすることもできます。

《適用事業所以外に勤務する場合の高齢任意加入》

適用事業所以外の事業所に使用されている方も、事業主の同意を得て、社会保険事務所に申請して認可されれば高齢任意加入被保険者になることができます。保険料は本人と事業主が半額ずつ負担することとなります。ただし、事業主の同意がない場合、高齢任意加入被保険者になることはできません。

**年金を受けるには 25 年以上の保険料納付済期間等が必要です**

●老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納付した期間などが原則として25年以上ある方が65歳になったときに受けられます。なお、希望すれば60歳から64歳の間でも請求時の年齢に応じて減額された年金を受けることができます。また、66歳から70歳の間に支給開始年齢を遅らせて増額された年金を受けることもできます。

年金額 792,100円（40年間保険料を納付した場合の金額）（平成19年度）

\*40年（昭和16年4月1日以前に生まれた方は年齢に応じて25年～39年）に満たない場合は、不足する月数に応じて年金額が減額されます。

**年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）**

次の期間を合計して25年（300月）以上の期間が必要です。

- 国民年金保険料を納めた期間
- 国民年金保険料の納付を免除された期間（一部免除の場合は、納めるべき保険料を納付しないと期間に算入されません）
- 国民年金第3号被保険者であった期間
- 学生納付特例や若年者納付猶予が認められた期間
- 国民年金に任意加入できたが任意加入しなかった期間
- 厚生年金保険や共済組合に加入していた期間

◇受給資格期間の短縮措置（25年に満たなくても受給資格期間を満たせます）

1) 厚生年金保険や共済組合の加入期間の特例

厚生年金保険と共済組合の加入期間を合わせた期間が、生年月日に応じて下表の期間以上あれば、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたことになります。

生 年 月 日	期 間
昭和27年4月1日以前	20 年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21 年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22 年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23 年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24 年

2) 厚生年金保険の中高齢者の特例

昭和26年4月1日以前に生まれた方で40歳（女子は35歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間が、生年月日に応じて下表の期間以上あれば、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたことになります。

生 年 月 日	期 間
昭和22年4月1日以前	15 年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16 年
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17 年
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18 年
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19 年



●老齢厚生年金

老齢厚生年金は、厚生年金保険の加入期間がある方であって、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方に、老齢基礎年金に上乘せする形で65歳から支給されます。

また、66歳から70歳の間に支給開始年齢を遅らせて増額された年金を受けることもできます。

●特別支給の老齢厚生年金

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方であって、厚生年金保険の加入期間が1年以上ある方に60歳から64歳までの間支給されます。特別支給の老齢厚生年金の年金額は、厚生年金保険の被保険者期間に応じた「定額部分」と被保険者期間中の平均標準報酬に応じた「報酬比例部分」とを合算した額が支給されます。

しかし、昭和16年（女子は昭和21年）4月2日以降に生まれた方については、次表のとおり定額部分と報酬比例部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられています。

生年月日	定額部分の支給開始年齢	報酬比例部分の支給開始年齢
男子 昭和16年4月1日以前 女子 昭和21年4月1日以前	60 歳	60 歳
男子 昭和16年4月2日～昭和18年4月1日 女子 昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	61 歳	60 歳
男子 昭和18年4月2日～昭和20年4月1日 女子 昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	62 歳	60 歳
男子 昭和20年4月2日～昭和22年4月1日 女子 昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	63 歳	60 歳
男子 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日 女子 昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	64 歳	60 歳
男子 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日 女子 昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	65歳から老齢基礎年金が 給付されます	60 歳
男子 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 女子 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	65歳から老齢基礎年金が 給付されます	61 歳
男子 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 女子 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	65歳から老齢基礎年金が 給付されます	62 歳
男子 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 女子 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	65歳から老齢基礎年金が 給付されます	63 歳
男子 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 女子 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	65歳から老齢基礎年金が 給付されます	64 歳
男子 昭和36年4月2日以降 女子 昭和41年4月2日以降	65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金が給付されます	

●老齢厚生年金の支給調整

老齢厚生年金は次のような場合に、支給額が調整されます。

なお、厚生年金基金に加入した期間がある方は、基金の年金（代行部分）も含めて調整されます。

◇60歳から65歳になるまでの方が在職しながら老齢厚生年金を受ける場合

具体的な支給停止額の計算は以下のようになります。

総報酬月額相当額	基本月額	支給停止額（月額）
48万円以下	28万円以下	$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$
	28万円超	$(\text{総報酬月額相当額} \times 1/2)$
48万円超	28万円以下	$(48\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 48\text{万円})$
	28万円超	$(48\text{万円} \times 1/2) + (\text{総報酬月額相当額} - 48\text{万円})$

\*基本月額＝加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額

\*総報酬月額相当額＝その月の標準報酬月額＋その月以前の1年間の標準賞与額の合計額×1/12

\*総報酬月額相当額と基本月額の合計額が28万円以下の場合は全額が支給されます。

◇65歳以上の方が在職しながら老齢厚生年金を受ける場合（在職老齢年金）

老齢基礎年金は全額支給されます。ただし、老齢厚生年金は総報酬月額相当額により調整されます。総報酬月額相当額と老齢厚生年金の月額を合計して48万円を超えると、老齢厚生年金の月額は48万円を超える部分の1/2が支給停止されます。なお、70歳以上の方は厚生年金保険料の負担はありません。

※平成19年4月1日において70歳以上の方は、70歳以上の在職老齢年金制度の適用はありません。

総報酬月額相当額+基本月額	支給停止額（月額）
48万円以下	支給停止はありません
48万円超	(基本月額+総報酬月額相当額-48万円)×1/2

\*基本月額=加給年金額、経過的加算を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額

#### ◇高年齢雇用継続給付を受けられるとき

60歳から65歳になるまでの特別支給の老齢厚生年金を受けている方が、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けられるときは、年金に関する下記の届出が必要です。

【届出先】 社会保険事務所

【届出用紙】 「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」

【添付書類】 「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」

この届出をされないと年金が一時保留されますので、すみやかに届出してください。

高年齢雇用継続給付を受給している間は、在職老齢年金の調整に加え、標準報酬月額の6%を限度とする額が支給停止となります。

#### ◇雇用保険の失業手当を受けられるとき

60歳から65歳になるまでの特別支給の老齢厚生年金を受けている方が、ハローワークで求職の申し込みをし、雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当。船員保険の失業保険金を含みます）を受けられるときは、加給年金額も含めて年金が全額支給停止されますので、年金に関する下記の届出が必要です。

【届出先】 社会保険事務所

【届出用紙】 「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」

【添付書類】 「雇用保険受給資格者証」

求職の申込みをしたけれども基本手当を受けていない場合であっても、年金の支給停止を解除するまで、お時間がかかりますので、ご注意ください。

#### ●その他の年金（障害給付・遺族給付）

障害基礎年金	国民年金保険に加入中の病気やケガで障害（政令で定められた障害の程度）が残ったときに支給されます。
障害厚生年金	厚生年金保険に加入中の病気やケガで障害（政令で定められた障害の程度）が残ったときに支給されます。
遺族基礎年金	国民年金保険に加入中などの方が亡くなったときに、生計を維持されていた18歳到達年度末日までの子（一定の障害状態にある場合は20歳未満の子）のある妻または子に支給されます。
遺族厚生年金	厚生年金保険に加入中などの方が亡くなったときに、生計を維持されていた妻または18歳到達年度末日までの子（一定の障害状態にある場合は20歳未満の子）に支給されます。

### 年金を受けるには手続きが必要です

年金を受ける資格ができたときには、ご自身で年金を受けるための手続き（裁定請求）を行う必要があります。手続に必要な裁定請求書は、社会保険事務所で入手できるほか、社会保険庁で受給資格を確認できる方には、年金を受ける資格ができる3か月前にご本人あて送付されます。添付していただく書類は個人ごとに異なりますので、事前に社会保険事務所や年金相談センターでご確認ください。

なお、代理の方が年金相談や手続きすることができますが、その場合は依頼状が必要です。依頼状には本人の基礎年金番号、住所、氏名、生年月日、依頼内容を記入したうえ、依頼を受けた方の住所、氏名、本人との関係を書いて本人が署名押印してください。また、依頼を受けた方の身分証明書（運転免許証など）をご用意ください。

	請求書名	主な添付書類
老齢基礎年金 老齢厚生年金	老齢給付裁定請求書	年金手帳・戸籍謄本・住民票 雇用保険被保険者証など

\*2冊以上の年金手帳または基礎年金番号通知書をお持ちの場合は、すべてお持ちください。

### 年金の請求先

年金を受けようとする方	年金請求の手続き先
現在、在職中または最後に厚生年金保険の被保険者である方	勤務先の所在地を管轄する社会保険事務所（*）
国民年金の第1号被保険者の期間のみの方	お住まいの区市町村の国民年金窓口
上記以外の方	住所地を管轄する社会保険事務所（*）

\*この表にかかわらず、最寄りの社会保険事務所または年金相談センターで請求することもできます。

## 年金加入記録照会・年金見込額試算

50歳以上の方を対象に年金加入記録の回答と年金見込額試算を行っています。社会保険庁ホームページから申し込みし、郵送または電子文書により結果を受け取るか、社会保険事務所に年金手帳とご本人であることを確認できるものを持参いただきご相談ください。なお、50歳未満の方には年金の加入記録のみの提供となります。

また、社会保険庁ホームページでは、ユーザID・パスワードにより、年金加入記録をご確認いただけますので、ご利用ください。

社会保険庁ホームページアドレス <http://www.sia.go.jp>

## 年金のご相談は 社会保険事務所、年金相談センターまたは「ねんきんダイヤル」へ

東京社会保険事務局ホームページ (<http://www.sia.go.jp/~tokyo/>) に相談窓口の混雑状況を掲載しておりますので、混雑の少ない事務所、時間帯にお越しください。また、都内の社会保険事務所においては、平日の午後3時以降と休日相談日に予約による年金相談を実施しています。詳しくはホームページをご覧ください。

### ◇社会保険事務所（次頁参照）

【受付時間】 午前8：30～午後5：15（土・日・祝日を除きます）

（第2土曜日の休日年金相談の実施、月曜日の相談時間の夜間延長を行っております。具体的な実施日は、東京社会保険事務局ホームページをご覧ください。）

### ◇年金相談センター（来訪によるご相談専用）

新宿年金相談センター	新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル8階	03-3343-5171
大森年金相談センター	大田区山王2-8-26 東辰ビル5階	03-3771-6621
立川年金相談センター	立川市曙町2-7-16 鈴春ビル6階	042-521-1651
町田年金相談センター	町田市森野1-15-13 パリオビル5階	042-720-2101
国分寺年金相談センター	国分寺市南町3-20-3 国分寺ターミナルビル8階	042-359-8451

【受付時間】 午前8：30～午後5：15（土・日・祝日を除きます）

国分寺年金相談センターの受付時間は午前9：00～午後5：15。

### ◇「ねんきんダイヤル」（電話によるご相談専用）

<平成19年7月13日までのお問合せ先>

年金請求などのご相談・・・0570-05-1165

年金をお受けになっている方のご相談・・・0570-07-1165

【受付時間】 午前8：30～午後5：15（土・日・祝日を除きます）

※電話機の設定、ひかり電話などのIP電話及びPHSなどの電話機によってはご利用になれません。

<平成19年7月17日からの問合せ先>

**0570-05-1165**

IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

※音声ガイダンスが流れた場合は、該当する番号を押していただくと担当者につながります。

① 年金をお受けになっている方・年金証書をお持ちの方に関するお問合せ

② 年金の加入記録や年金見込額のお申込・年金の請求方法など被保険者の方に関するお問い合わせ

【受付時間】 ●月～金曜日：午前8：30～午後5：15 ●第2土曜日：午前9：30～午後4：00

ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元の通知書が届いた直後は電話が大変混み合うことがございます。つながりにくい場合は、曜日や時間をずらしておかけ直しくさるようお願いいたします。

## 東京都内の社会保険事務所

事務所名	郵便番号	所在地	管轄区域	電話番号
千代田	102-8337	千代田区三番町22	千代田区	03-3265-4381
中央	104-8175	中央区銀座7-13-8 第2丸高ビル1・2階	中央区	03-3543-1411
港	105-8513	港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館 1～3階	港区、大島町、利島村、新島村、 神津島村、三宅村、御蔵島村、 八丈町、青ヶ島村、小笠原村	03-5401-3211
新宿	169-8601	新宿区大久保2-12-1 4・5階	新宿区	03-5285-8611
杉並	166-8550	杉並区高円寺南2-54-9	杉並区	03-3312-1511
中野	164-8656	中野区中野2-4-25	中野区	03-3380-6111
上野	110-8660	台東区池之端1-2-18 MG池之端ビル	台東区	03-3824-2511
文京	112-8617	文京区千石1-6-15	文京区	03-3945-1141
墨田	130-8586	墨田区立川3-8-12	墨田区	03-3631-3111
江東	136-8525	江東区亀戸5-16-9	江東区	03-3683-1231
江戸川	132-8502	江戸川区中央3-4-24	江戸川区	03-3652-5106
品川	141-8572	品川区大崎5-1-5 高德ビル2階	品川区	03-3494-7831
大田	144-8530	大田区蒲田4-25-2	大田区	03-3733-4141
渋谷	150-8334	渋谷区神南1-12-1	渋谷区	03-3462-1241
目黒	153-8905	目黒区上目黒1-12-4	目黒区	03-3770-6421
世田谷	154-8555	世田谷区世田谷1-30-12	世田谷区	03-3429-0111
池袋	171-8567	豊島区南池袋2-17-2	豊島区	03-3988-6011
北	114-8567	北区上十条1-1-10	北区	03-3905-1011
板橋	173-8608	板橋区板橋1-47-4	板橋区	03-3962-1481
練馬	177-8510	練馬区石神井町4-27-37	練馬区	03-3904-5491
足立	120-8580	足立区綾瀬2-17-9	足立区	03-3604-0111
荒川	116-8904	荒川区東尾久5-11-6	荒川区	03-3800-9151
葛飾	124-8512	葛飾区立石3-7-3	葛飾区	03-3695-2181
立川	190-8580	立川市錦町2-12-10	立川市、青梅市、昭島市、国立市、 福生市、東大和市、武蔵村山市、 羽村市、あきる野市、西多摩郡	042-523-0352
八王子	192-8506	八王子市南新町4-1	八王子市、町田市、日野市、 多摩市、稲城市	042-626-3511
武蔵野	180-8621	武蔵野市吉祥寺北町4-12-18	武蔵野市、三鷹市、小平市、 東村山市、清瀬市、東久留米市、 西東京市	0422-56-1411
府中	183-8505	府中市府中町2-12-2	府中市、調布市、小金井市、 国分寺市、狛江市	042-361-1011

※平成19年度内に青梅社会保険事務所が設置される予定です。

設置時期、管轄地域などは詳細が決まり次第東京社会保険事務局ホームページに掲載いたします。

**東京社会保険事務局 TEL : 03-5155-1713**

URL : <http://www.sia.go.jp/~tokyo/>

(平成19年6月)